

あたごふれあい人権文化センターだより 2024 年 10 月 1 日発行

発行:あたごふれあい人権文化センター

住所:〒682-0846

鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2 (: 0858-28-5440 (FAX 兼)

E-Mail : atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」

に関するご意見・ご要望をお寄せください。

インターネット上の人権侵害をなくしましょう

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、こどもも加害者や被害者として巻き込まれる SNS 等におけるネットいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆる「ヘイトスピーチ」)、「部落差別(同和問題)」に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

また、児童ポルノやリベンジポルノは、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害者は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害です。

さらに、自殺を誘うような情報など、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭う事案も発生しています。

法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、 啓発動画の配信や啓発冊子の配布に加え、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への 取組として、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなど、様々 な啓発活動を行っています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるよう にしましょう。

SNS 利用に関する啓発

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構 (SMAJ)及び総務省と共同して、SNS 利用に関する人権 啓発サイトを開設しています。このサイトは、SMAJ に参加 する全17事業者が管理する SNS 等でも、発信されています。





https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/

サイトには、SNS で相手を見えなくする方法、自分で削除を依頼する方法、困った時の相談窓口が掲載されています。ぜひご覧ください。(上の QR コードからご覧になれます。)

インターネット上で人権を侵害されたときは

インターネット上に自分の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されても、発信者が誰か分からないことも多く、被害に遭われた方が直接被害を回復するのは困難です。そこで被害に遭われた方は、プロバイダ、サーバの管理・運営者など(以下、「プロバイダなど」といいます。)に対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼することができます。

(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です!

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL 0858-28-5440



インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合



名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を



最寄りの警察署、各都道府県警本部の

サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が 詳しくお話をおうかがいします



相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の 具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします (ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)



法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

人権相談窓口について

●インターネット人権相談受付窓口(https://www.jinken.go.jp/) インターネット上の人権侵害のほか、様々な人権問題についても相談を受け付けて います。



- ●みんなの人権 110 番(全国共通人権相談ダイヤル)
 - ☎0570-003-110 最寄りの法務局につながります。
- ●こどもの人権 110 番(フリーダイヤル)
 - ☎0120-007-110「いじめ」や虐待など、こどもの人権問題に関する専用相談電話です。
- ●女性の人権ホットライン
 - ☎0570-070-810 女性の人権問題に関する専用相談電話です。

インターネット上の人権侵害に関する参考情報

○侮辱罪の法定刑の引上げ : インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっています。近時の誹謗中傷の実態への対処として、令和4年6月13日、侮辱罪(刑法第231条)の法定刑を「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることを含む「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)が成立し、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、同年7月7日に施行されました。

(「法務省:インターネット上の人権侵害をなくしましょう」の引用)

10月のあたごふれあいサロン

日 時 : 10月30日(水) 10:00~15:15

内容: 視察研修会「鳥取砂丘砂の美術館」砂で世界旅行・フランス編を見学しよう

日 程: 10:00 あたごふれあい人権文化センター出発

鳥取砂丘ビジターセンター 見学 ~ 砂丘センター見晴

らしの丘 昼食 ~ 鳥取砂丘砂の美術館 見学

15:15 あたごふれあい人権文化センター着予定

参加費: 300円程度(昼食代は各自自己負担となります。)

定 員 : 15名(先着順)

※参加される方は、10月22日(火)までに、あたごふれあい人権文化センター (☎28-5440) へお申し込みください。